

従業員の資格取得に最大10万円を補助

市は高崎商工会議所と連携して、市内の中小企業を応援する「中小企業者資格取得支援事業」を来年度も実施する予定です（議会承認後）。従業員が業務に必要な資格を取得するときに、事業者が負担する受検料などを補助します。補助額は1社当たり最大10万円。申請は、4月1日（金）から受け付けます。補助額は1社当たり最大10万円。申請は、4月1日（金）から受け付けます。お問い合わせは、産業政策課（☎321・1255）へ。



中小企業の人材育成を後押しする「中小企業者資格取得支援事業」。従業員のスキルアップを支援し、企業の生産性の向上につなげます。

市内全域の中小企業が対象 幅広い資格に補助

補助を受けられるのは、市

内に事業所のある中小企業です。

対象となる資格

対象となる資格は、従業員が業務のために取得する次のいずれかです。

- 職業能力開発協会などが行う技能検定
- 施工管理技士や建設機械運転者などの国家

資格 ●民間団体が行う簿記などの資格試験 ●語学検定など事業主が業務に必要と認めるもの

補助金額

補助金額は、検定の受検料や資格を取得できる講習会の受講料などのうち、事業者が負担する費用です。上限は1社あたり10万円です。

申請は高崎商工会議所へ 郵送でも受け付けます

申請の受け付けは、4月1日（金）からです。申請書に必要な書類を添えて、高崎商工会議所（問屋町2丁目 ☎361・5171）へ提出してください。土・日曜日、祝日は申請できません。郵送の場合は、4月8日（金）までに、〒370・8511 高崎商工会議所へ。

申請書は、市役所13階産業政策課、高崎商工会議所、まちなか経済情報センター（鞆町）、各地域の商工会で配布します。同会議所のホームページ（左記）からダウンロードも可能。予算額に達した場合は、申請の受け付けを終了することがあります。

必要書類

- 検定の要項の写しなど、受検料の分かる物
- 社員証や雇用保険証明書の写しなど、受検者が従業員であることので分かる物

詳しくはこちら



業務に関わるさまざまな資格が対象

対象となる資格の例（詳しくは問い合わせください）

- 技能検定=造園、金型製作、建具製作、ウェブデザイン
- 国家資格=フォークリフト運転技能者、土木施工管理技士、電気主任技術者
- 民間資格=簿記、インテリアコーディネーター、溶接技能者評価試験

納税通知書を4月6日（水）に発送します

令和4年度の固定資産税

固定資産税は、1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している人が、市に納める税金です。4月6日に納税通知書を発送します。問い合わせは、資産税課土地家屋担当（☎321・1220、1221）か各支所税務課へ。

固定資産税と都市計画税は、土地や家屋などの固定資産を評価し、その価格を基に算出されています。納税通知書が届いたら記載内容を確認し、納期限内に納めてください。

前年度に比べて税額が大幅に変わっている場合は、次の内容を確認してください。

※令和3年度に適用されていた新型コロナウイルス感染症に関する特例措置は、令和4年度はありません。

住宅が建っている土地は税額を減額



200㎡までの部分の課税標準額
固定資産税=評価額の1/6に
都市計画税=評価額の1/3に

200㎡を超える部分の課税標準額
(住宅の床面積の10倍まで)
固定資産税=評価額の1/3に
都市計画税=評価額の2/3に

併用住宅（一部が店舗などに利用されている住宅）は、減額の対象となる住宅用地の面積が異なる場合があります

住宅用地の特例と新築住宅の減額

土地に対する減額

住宅が建っている土地（住宅用地）には住宅用地の特例が適用され、税額が減額されています（左上図）。住宅の取り壊しや、用途の変更をする、住宅用地の特例が適用されなくなる場合があります。

家屋の取り壊しや用途変更をした場合は、資産税課土地家屋担当か各支所税務課に届け出てください。

新築住宅に対する減額と期間

居住部分の床面積などで一定の要件を満たす新築住宅は次の期間、固定資産税が2分の1に軽減されます。

- 一般住宅 3年間（長期優良住宅は5年間）
- 3階建て以上の中高層耐火住宅 5年

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧

いずれも時間は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）で、会場は市役所2階資産税課と各支所税務課です。持ってくる物は、運転免許証や健康保険証など本人確認のできる物、委任を受けた人は委任状、賃借人は契約書（課税台帳の閲覧だけ）です。問い合わせは、資産税課管理償却資産担当（☎321-1222）へ。

縦覧帳簿の縦覧

●期間=4月1日（金）～5月2日（月） ●内容=市内の土地や家屋の評価額を記載した縦覧帳簿の縦覧（所有者の住所や氏名などは記載されていません） ●対象=納税者か納税者の委任を受けた人

課税台帳の閲覧

●期間=4月1日～来年3月31日（金） ●内容=固定資産の価格や税額などを記載した課税台帳の閲覧 ●対象=固定資産の所有者か同一世帯の親族、納税管理人、賃借人などと、これらの人から委任を受けた人 ●手数料=4月1日～5月2日は無料、それ以降は1件300円（5枚ごと）。賃借人などは期間に関係なく有料

間（長期優良住宅は7年間）減額期間が終了すると、固定資産税は本来の税額に戻ります。

都市計画税

都市計画税は、1月1日に市街化区域（吉井地域は条例に定める区域）に土地や家屋を所有している人に課税される税金です。

令和4年度 固定資産税の納期限

- 第1期=5月2日（月）
- 第2期=8月1日（月）
- 第3期=9月30日（金）
- 第4期=12月26日（月）

納期限内に納めてください

と固定資産税（税率1.4%）は、納税通知書と一緒に記載されています。